

〈参考資料〉

資料 1

千葉県スポーツ推進審議会委員名簿

NO	氏 名	所 属 役 職 名 等	役 職
1	荒川 昇	公益財団法人千葉県体育協会理事長 ⁷⁾	会 長
2	篠田 哲彦	千葉県スポーツ推進委員連合会会長 ¹⁹⁾	副 会 長
3	浦井 孝夫	了徳寺大学教授	副 会 長
4	相川 堅治	富里市長	委 員
5	荒井のり子	パラリンピック金メダリスト	委 員
6	石毛 成昌	船橋市教育委員会教育長	委 員
7	金澤 篤志	株式会社スポーツシューレ代表	委 員
8	齊藤 利明	成田市立下総中学校長	委 員
9	佐藤喜美子	元千葉県健康福祉部長	委 員
10	谷藤 千香	千葉大学准教授	委 員
11	土居陽治郎	国際武道大学教授	委 員
12	中村 恭子	順天堂大学准教授	委 員
13	西村 清	千葉黎明学園理事長	委 員
14	萩原 出	千葉県立柏南高等学校長	委 員
15	藤見 昌弘	長南町長	委 員
16	牧野由美枝	高齢者体操研究会運営委員	委 員
17	森 和美	千葉県PTA連絡協議会会員	委 員
18	柳川 尚子	財団法人「健康・体力づくり事業財団」調査情報部調査役	委 員
19	柳澤 久	三井住友海上女子柔道部監督	委 員
20	渡邊千代美	千葉県社会体育公認指導員	委 員

資料 2

スポーツ基本法

スポーツ振興法（昭和三十六年法律第百四十一号）の全部を改正する。

目次

前文

第一章 総則（第一条—第八条）

第二章 スポーツ基本計画等（第九条・第十条）

第三章 基本的施策

第一節 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等（第十一条—第二十条）

第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備（第二十一条—第二十四条）

第三節 競技水準の向上等（第二十五条—第二十九条）

第四章 スポーツの推進に係る体制の整備（第三十条—第三十二条）

第五章 国の補助等（第三十三条—第三十五条）

附則

スポーツは、世界共通の人類の文化である。

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵(かん)養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。

スポーツは、次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格の形成に大きな影響を及ぼすものである。

また、スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものである。さらに、スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠である。

スポーツ選手の不断の努力は、人間の可能性の極限を追求する有意義な営みであり、こうした努力に基づく国際競技大会における日本人選手の活躍は、国民に誇りと喜び、夢と感動を与え、国民のスポーツへの関心を高めるものである。これらを通じて、スポーツは、我が国社会に活力を生み出し、国民経済の発展に広く寄与するものである。また、スポーツの国際的な交流や貢献が、国際相互理解を促進し、国際平和に大きく貢献するなど、スポーツは、我が国の国際的地位の向上にも極めて重要な役割を果たすものである。

そして、地域におけるスポーツを推進する中から優れたスポーツ選手が生まれ、そのスポーツ選手が地域におけるスポーツの推進に寄与することは、スポーツに係る多様な主体の連携と協働による我が国のスポーツの発展を支える好循環をもたらすものである。

このような国民生活における多面にわたるスポーツの果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ立国を実現することは、二十一世紀の我が国の発展のために不可欠な重要課題である。

ここに、スポーツ立国の実現を目指し、国家戦略として、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的

に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

2 スポーツは、とりわけ心身の成長の過程にある青少年のスポーツが、体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う等人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものであるとの認識の下に、学校、スポーツ団体(スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。以下同じ。)、家庭及び地域における活動の相互の連携を図りながら推進されなければならない。

3 スポーツは、人々がその居住する地域において、主体的に協働することにより身近に親しむことができるようにするとともに、これを通じて、当該地域における全ての世代の人々の交流が促進され、かつ、地域間の交流の基盤が形成されるものとなるよう推進されなければならない。

4 スポーツは、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保が図られるよう推進されなければならない。

5 スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。

6 スポーツは、我が国のスポーツ選手(プロスポーツの選手を含む。以下同じ。)が国際競技大会(オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会その他の国際的な規模のスポーツの競技会をいう。以下同じ。)又は全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツに関する競技水準(以下「競技水準」という。)の向上に資する諸施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に推進されなければならない。

7 スポーツは、スポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進することにより、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するものとなるよう推進されなければならない。

8 スポーツは、スポーツを行う者に対し、不当に差別的取扱いをせず、また、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、ドーピングの防止の重要性に対する国民の認識を深めるなど、スポーツに対する国民の幅広い理解及び支援が得られるよう推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、スポーツに関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、スポーツに関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(スポーツ団体の努力)

第五条 スポーツ団体は、スポーツの普及及び競技水準の向上に果たすべき重要な役割に鑑み、基本理念にのっとり、スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取り組むよう努めるものとする。

2 スポーツ団体は、スポーツの振興のための事業を適正に行うため、その運営の透明性の確保を図るとともに、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成するよう努めるものとする。

3 スポーツ団体は、スポーツに関する紛争について、迅速かつ適正な解決に努めるものとする。

(国民の参加及び支援の促進)

第六条 国、地方公共団体及びスポーツ団体は、国民が健やかで明るく豊かな生活を享受することができるよう、スポーツに対する国民の関心と理解を深め、スポーツへの国民の参加及び支援を促進するよう努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協働)

第七条 国、独立行政法人、地方公共団体、学校、スポーツ団体及び民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第八条 政府は、スポーツに関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 スポーツ基本計画等

(スポーツ基本計画)

第九条 文部科学大臣は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進に関する基本的な計画（以下「スポーツ基本計画」という。）を定めなければならない。

2 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条に規定する機関をいう。以下同じ。）で政令で定めるものの意見を聴かななければならない。

3 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十条に規定するスポーツ推進会議において連絡調整を図るものとする。

(地方スポーツ推進計画)

第十条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十四条の二第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かななければならない。

第三章 基本的施策

第一節 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等

(指導者等の養成等)

第十一条 国及び地方公共団体は、スポーツの指導者その他スポーツの推進に寄与する人材（以下「指導者等」という。）の養成及び資質の向上並びにその活用のため、系統的な養成システムの開発又は利用への支援、研究集会又は講習会（以下「研究集会等」という。）の開催その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ施設の整備等)

第十二条 国及び地方公共団体は、国民が身近にスポーツに親しむことができるようにするとともに、競技水準の向上を図ることができるよう、スポーツ施設（スポーツの設備を含む。以下同じ。）の整備、利用者の需要に応じたスポーツ施設の運用の改善、スポーツ施設への指導者等の配置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2 前項の規定によりスポーツ施設を整備するに当たっては、当該スポーツ施設の利用の実態等に応じて、安全の確保を図るとともに、障害者等の利便性の向上を図るよう努めるものとする。

(学校施設の利用)

第十三条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する国立学校及び公立学校の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の利用を容易にさせるため、又はその利用上の利便性の向上を図るため、当該学校のスポーツ施設の改修、照明施設の設置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ事故の防止等)

第十四条 国及び地方公共団体は、スポーツ事故その他スポーツによって生じる外傷、障害等の防止及びこれらの軽減に資するため、指導者等の研修、スポーツ施設の整備、スポーツにおける心身の健康の保持増進及び安全の確保に関する知識（スポーツ用具の適切な使用に係る知識を含む。）の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決)

第十五条 国は、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停の中立性及び公正性が確保され、スポーツを行う者の権利利益の保護が図られるよう、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停を行う機関への支援、仲裁人等の資質の向上、紛争解決手続についてのスポーツ団体の理解の増進その他のスポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決に資するために必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツに関する科学的研究の推進等)

第十六条 国は、医学、歯学、生理学、心理学、力学等のスポーツに関する諸科学を総合して実際の及び基礎的な研究を推進し、これらの研究の成果を活用してスポーツに関する施策の効果的な推進を図るものとする。この場合において、研究体制の整備、国、独立行政法人、大学、スポーツ団体、民間事業者等との連携の強化その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、我が国のスポーツの推進を図るため、スポーツの実施状況並びに競技水準の向上を図るための調査研究の成果及び取組の状況に関する情報その他のスポーツに関する国の内外の情報の収集、整理及び活用について必要な施策を講ずるものとする。

(学校における体育の充実)

第十七条 国及び地方公共団体は、学校における体育が青少年の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、スポーツに関する技能及び生涯にわたってスポーツに親しむ態度を養う上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、体育に関する指導の充実、体育館、運動場、水泳プール、武道場その他のスポーツ施設の整備、体育に関する教員の資質の向上、地域におけるスポーツの指導者等の活用その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ産業の事業者との連携等)

第十八条 国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上でスポーツ産業の事業者が果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ団体とスポーツ産業の事業者との連携及び協力の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、スポーツ選手及び指導者等の派遣及び招へい、スポーツに関する国際団体への人材の派遣、国際競技大会及び国際的な規模のスポーツの研究集会等の開催その他のスポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進するために必要な施策を講ずることにより、我が国の競技水準の向上を図るよう努めるとともに、環境の保全に留意しつつ、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するよう努めなければならない。

(顕彰)

第二十条 国及び地方公共団体は、スポーツの競技会において優秀な成績を収めた者及びスポーツの発展に寄与した者の顕彰に努めなければならない。

第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備

(地域におけるスポーツの振興のための事業への支援等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、国民がその興味又は関心に応じて身近にスポーツに親しむことができるよう、住民が主体的に運営するスポーツ団体（以下「地域スポーツクラブ」という。）が行う地域におけるスポーツの振興のための事業への支援、住民が安全かつ効果的にスポーツを行うための指導者等の配置、住民が快適にスポーツを行い相互に交流を深めることができるスポーツ施設の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ行事の実施及び奨励)

第二十二条 地方公共団体は、広く住民が自主的かつ積極的に参加できるような運動会、競技会、体力テスト、スポーツ教室等のスポーツ行事を実施するよう努めるとともに、地域スポーツクラブその他の者がこれらの行事を実施するよう奨励に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体に対し、前項の行事の実施に関し必要な援助を行うものとする。

(体育の日の行事)

第二十三条 国及び地方公共団体は、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）第二条に規定する体育の日において、国民の間に広くスポーツについての関心と理解を深め、かつ、積極的にスポーツを行う意欲を高揚するような行事を実施するよう努めるとともに、広く国民があらゆる地域でそれぞれその生活の実情に即してスポーツを行うことができるような行事が実施されるよう、必要な施策を講じ、及び援助を行うよう努めなければならない。

(野外活動及びスポーツ・レクリエーション活動の普及奨励)

第二十四条 国及び地方公共団体は、心身の健全な発達、生きがいのある豊かな生活の実現等のために行われるハイキング、サイクリング、キャンプ活動その他の野外活動及びスポーツとして行われるレク

リエーション活動（以下この条において「スポーツ・レクリエーション活動」という。）を普及奨励するため、野外活動又はスポーツ・レクリエーション活動に係るスポーツ施設の整備、住民の交流の場となる行事の実施その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

第三節 競技水準の向上等

（優秀なスポーツ選手の育成等）

第二十五条 国は、優秀なスポーツ選手を確保し、及び育成するため、スポーツ団体が行う合宿、国際競技大会又は全国的な規模のスポーツの競技会へのスポーツ選手及び指導者等の派遣、優れた資質を有する青少年に対する指導その他の活動への支援、スポーツ選手の競技技術の向上及びその効果の十分な発揮を図る上で必要な環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、優秀なスポーツ選手及び指導者等が、生涯にわたりその有する能力を幅広く社会に生かすことができるよう、社会の各分野で活躍できる知識及び技能の習得に対する支援並びに活躍できる環境の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会）

第二十六条 国民体育大会は、公益財団法人日本体育協会（昭和二年八月八日に財団法人大日本体育協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

2 全国障害者スポーツ大会は、財団法人日本障害者スポーツ協会（昭和四十年五月二十四日に財団法人日本身体障害者スポーツ協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

3 国は、国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の円滑な実施及び運営に資するため、これらの開催者である公益財団法人日本体育協会又は財団法人日本障害者スポーツ協会及び開催地の都道府県に対し、必要な援助を行うものとする。

（国際競技大会の招致又は開催の支援等）

第二十七条 国は、国際競技大会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるよう、環境の保全に留意しつつ、そのための社会的気運の醸成、当該招致又は開催に必要な資金の確保、国際競技大会に参加する外国人の受入れ等に必要な特別の措置を講ずるものとする。

2 国は、公益財団法人日本オリンピック委員会（平成元年八月七日に財団法人日本オリンピック委員会という名称で設立された法人をいう。）、財団法人日本障害者スポーツ協会その他のスポーツ団体が行う国際的な規模のスポーツの振興のための事業に関し必要な措置を講ずるに当たっては、当該スポーツ団体との緊密な連絡を図るものとする。

（企業、大学等によるスポーツへの支援）

第二十八条 国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上で企業のスポーツチーム等が果たす役割の重要性に鑑み、企業、大学等によるスポーツへの支援に必要な施策を講ずるものとする。

（ドーピング防止活動の推進）

第二十九条 国は、スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約に従ってドーピングの防止活動を実施するため、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（平成十三年九月十六日に財団法人日本アンチ・ドーピング機構という名称で設立された法人をいう。）と連携を図りつつ、ドーピングの検査、ドーピングの防止に関する教育及び啓発その他のドーピングの防止活動の実施に係る体制の整備、国際

的なドーピングの防止に関する機関等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 スポーツの推進に係る体制の整備

(スポーツ推進会議)

第三十条 政府は、スポーツに関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、スポーツ推進会議を設け、文部科学省及び厚生労働省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

(都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等)

第三十一条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関（以下「スポーツ推進審議会等」という。）を置くことができる。

(スポーツ推進委員)

第三十二条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあつては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

第五章 国の補助等

(国の補助)

第三十三条 国は、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次に掲げる経費について、その一部を補助する。

一 国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の実施及び運営に要する経費であつて、これらの開催地の都道府県において要するもの

二 その他スポーツの推進のために地方公共団体が行う事業に要する経費であつて特に必要と認められるもの

2 国は、学校法人に対し、その設置する学校のスポーツ施設の整備に要する経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。この場合においては、私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第十一条から第十三条までの規定の適用があるものとする。

3 国は、スポーツ団体であつてその行う事業が我が国のスポーツの振興に重要な意義を有すると認められるものに対し、当該事業に関し必要な経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。

(地方公共団体の補助)

第三十四条 地方公共団体は、スポーツ団体に対し、その行うスポーツの振興のための事業に関し必要な経費について、その一部を補助することができる。

(審議会等への諮問等)

第三十五条 国又は地方公共団体が第三十三条第三項又は前条の規定により社会教育関係団体（社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十条に規定する社会教育関係団体をいう。）であるスポーツ団

体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が第九条第二項の政令で定める審議会等の、地方公共団体にあつては教育委員会（特定地方公共団体におけるスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）に係る補助金の交付については、その長）がスポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。この意見を聴いた場合においては、同法第十三条の規定による意見を聴くことを要しない。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（スポーツに関する施策を総合的に推進するための行政組織の在り方の検討）

第二条 政府は、スポーツに関する施策を総合的に推進するため、スポーツ庁及びスポーツに関する審議会等の設置等行政組織の在り方について、政府の行政改革の基本方針との整合性に配慮して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（スポーツの振興に関する計画に関する経過措置）

第三条 この法律の施行の際現に改正前のスポーツ振興法第四条の規定により策定されている同条第一項に規定するスポーツの振興に関する基本的計画又は同条第三項に規定するスポーツの振興に関する計画は、それぞれ改正後のスポーツ基本法第九条又は第十条の規定により策定されたスポーツ基本計画又は地方スポーツ推進計画とみなす。

（スポーツ推進委員に関する経過措置）

第四条 この法律の施行の際現に改正前のスポーツ振興法第十九条第一項の規定により委嘱されている体育指導委員は、改正後のスポーツ基本法第三十二条第一項の規定により委嘱されたスポーツ推進委員とみなす。

（地方税法の一部改正）

第五条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十五条の三第一号中「スポーツ振興法（昭和三十六年法律第四百十一号）第六条第一項」を「スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）第二十六条第一項」に改める。

（放送大学学園法の一部改正）

第六条 放送大学学園法（平成十四年法律第一百五十六号）の一部を次のように改正する。

第十七条第四号中「スポーツ振興法（昭和三十六年法律第四百十一号）第二十条第二項」を「スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）第三十三条第二項」に改める。

（沖縄科学技術大学院大学学園法の一部改正）

第七条 沖縄科学技術大学院大学学園法（平成二十一年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第二十条第四号中「スポーツ振興法（昭和三十六年法律第四百十一号）第二十条第二項」を「スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）第三十三条第二項」に改める。

理由

スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与するため、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

資料 3

スポーツ宣言日本 21世紀におけるスポーツの使命

本宣言は、日本のスポーツ百周年を記念して、先達の尽力をたたえ、その遺産を継承し、更なる百年の発展を願う日本スポーツ界の志を表明するものである。

日本体育協会、日本オリンピック委員会の母体である大日本体育協会は1911年に創立され、日本のスポーツは、初めて全国的なまとまりをもつに至った。また、翌年、同協会はアジアで初めての代表選手団をオリンピック競技大会に派遣し、日本のスポーツは国際的にもその地位を確立したのである。

大日本体育協会の創立に際して、創設者嘉納治五郎は、国民体育の振興とオリンピック競技大会参加のための体制整備をその趣意書に表した。本宣言は、この趣意書の志を受け継ぎ、新たな百年に向けた21世紀スポーツを展望する視点から、それを現代化したものである。

なお、本宣言は、記念事業のスローガンである「誇れる未来にあらたな一步」を導くために、「日本のスポーツ百年 これまでとこれから」をテーマに、福島、京都、広島の3会場で行われたシンポジウムの成果を基に、加盟団体とパブリックコメントに寄せられたスポーツ愛好者等の意見を21世紀におけるスポーツの使命に集約し、東京総括シンポジウムにおいて協議、採択したものである。

スポーツは、自発的な運動の楽しみを基調とする人類共通の文化である。スポーツのこの文化的特性が十分に尊重されるとき、個人的にも社会的にもその豊かな意義と価値を望むことができる。とりわけ、現代社会におけるスポーツは、暮らしの中の楽しみとして、青少年の教育として、人々の交流を促し健康を維持増進するものとして、更には生きがいとして、多くの人々に親しまれている。スポーツは、幸福を追求し健康で文化的な生活を営む上で不可欠なものとなったのである。

既にユネスコは、1978年の「体育とスポーツに関する国際憲章」において、スポーツが全ての人々の基本的な権利であることを謳っている。しかし、今もなお、様々な理由によりスポーツを享受できない人々が存在する。したがって、遍く人々がスポーツを享受し得るように努めることは、スポーツに携わる者の基本的な使命である。

また、現代社会におけるスポーツは、それ自身が驚異的な発展を遂げたばかりでなく、極めて大きな社会的影響力をもつに至った。今やスポーツは、政治的、経済的、さらに文化的にも、人々の生き方や暮らし方に重要な影響を与えている。したがって、このスポーツの力を、主体的かつ健全に活用することは、スポーツに携わる人々の新しい責務となっている。

この自覚に立って21世紀のスポーツを展望するとき、これまでスポーツが果たしてきた役割に加えて、スポーツの発展を人類社会が直面するグローバルな課題の解決に貢献するよう導くことは、まさに日本のスポーツが誇れる未来へ向かう第一歩となる。

このことに鑑み、21世紀における新しいスポーツの使命を、スポーツと関わりの深い3つのグローバルな課題に集約し、以下のように宣言する。

1. スポーツは、運動の喜びを分かち合い、感動を共有し、人々のつながりを深める。人と人との絆を培うこのスポーツの力は、共に地域に生きる喜びを広げ、地域生活を豊かで味わい深いものにする。

21世紀のスポーツは、人種や思想、信条等の異なる多様な人々が集い暮らす地域において、遍く人々がこうしたスポーツを差別なく享受し得るよう努めることによって、公正で福祉豊かな地域生活の創造に寄与する。

2. スポーツは、身体活動の喜びに根ざし、個々人の身体的諸能力を自在に活用する楽しみを広げ深める。この素朴な身体的経験は、人間に内在する共感の能力を育み、環境や他者を理解し、響き合う豊かな可能性を有している。

21世紀のスポーツは、高度に情報化する現代社会において、このような身体的諸能力の洗練を通じて、自然と文明の融和を導き、環境と共生の時代を生きるライフスタイルの創造に寄与する。

3. スポーツは、その基本的な価値を、自己の尊厳を相手の尊重に委ねるフェアプレーに負う。この相互尊敬を基調とするスポーツは、自己を他者に向けて偽りなく開き、他者を率直に受容する真の親善と友好の基盤を培う。

21世紀のスポーツは、多様な価値が存在する複雑な世界にあって、積極的な平和主義の立場から、スポーツにおけるフェアプレーの精神を広め深めることを通じて、平和と友好に満ちた世界を築くことに寄与する。

現代社会におけるスポーツは、オリンピック競技大会等の各種の国際競技会において示されるように、人類が一つであることを確認し得る絶好の機会である。したがって、スポーツが、多様な機会に、グローバル課題の解決の重要性を表明することは極めて重要である。

しかし、スポーツに携わる者は、そのような機会を提供するだけではなく、スポーツの有する本質的な意義を自覚し、それを尊重し、表現すること、つまりスポーツの21世紀的価値を具体化し、実践することによって、これらの使命を達成すべきである。その価値とは、素朴な運動の喜びを公正に分ち合い感動を共有することであり、身体的諸能力を洗練することであり、自らの尊厳を相手の尊重に委ねる相互尊敬である。遍く人々がこのスポーツの21世紀的価値を享受するとき、本宣言に言うスポーツの使命は達成されよう。

スポーツに携わる人々は、これからの複雑で多難な時代において、このような崇高な価値と大いなる可能性を有するスポーツの継承者であることを誇りとし、その誇りの下にスポーツの21世紀的価値の伝道者となることが求められる。

本宣言は、日本のスポーツ百年の歴史の上に立つ。この百年の歴史は決して順風満帆であったわけではない。本宣言は、苦難の道においてスポーツを守り育てるために尽力した全てのスポーツ人に心より敬意を表し、その篤き思いを継承するものである。したがって、日本体育協会、日本オリンピック委員会は、総力を挙げてこれらの使命の達成に取り組まなければならない。

そのためには、本宣言及びその趣旨を加盟団体はもとより、広く人々に周知するとともに、長期的な視野と国際的な広がりを見出し、使命の達成に向けた実行計画等を早期に策定し、実施に努めなければならない。

また同時に、国際オリンピック委員会をはじめとする国際的なスポーツ団体はもとより、国内外のスポーツ関係者とスポーツ組織、さらに国連諸機関、世界中の志あるNGO等と、希望あるスポーツと地球の未来のために連携協力し、本宣言におけるスポーツの使命の達成に努めることが求められる。

こうした営みが順調で強固なものとして発展するためには、政府及び地方公共団体等の公的諸機関が、これまでの支援に加えて、本宣言の重要性を理解し、積極的に協力、支援することが望まれる。

最後に、日本のスポーツ百年を記念するこの年に、我が国は東日本大震災という未曾有の災害を被った。亡くなられた多くの方々に深く哀悼の意を表するとともに、本宣言におけるスポーツの使命の達成を通じて、復興を支援し、日本と地球を希望にあふれた未来へと導くことを誓う。

平成23年7月15日
日本体育協会 日本オリンピック委員会
創立百周年記念事業実行委員会
会長 森 喜朗

千葉県体育・スポーツ振興条例

(平成 22 年千葉県条例第 61 号)

(目的)

第一条 この条例は、体育及びスポーツが県民の健康の保持増進、青少年の健全育成、地域社会の連帯感の醸成等に資することにかんがみ、県の責務及びスポーツ関係団体等の役割を明らかにすることにより、体育及びスポーツの振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の健康及び福祉の増進並びに活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 体育 健康で充実した生活を送るために必要な身体能力、知識等を習得するために身体運動を通して行われる教育活動をいう。(※1)
- 二 スポーツ 運動競技、レクリエーションその他の身体運動であつて、健康の保持増進、体力の向上又は心身の健全な発達を図るために行われるもの（体育を除く。）をいう。(※2)
- 三 スポーツ関係団体等 県内において体育又はスポーツの振興のための活動を行う個人及び法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）をいう。

(県の責務)

第三条 県は、県民生活及び地域社会において体育及びスポーツの果たす役割の重要性を認識し、体育及びスポーツに関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、市町村及びスポーツ関係団体等が行う体育若しくはスポーツの振興に関する取組又は県民が行うスポーツ活動に対して必要な支援を行う責務を有する。

(スポーツ関係団体等の役割)

第四条 スポーツ関係団体等は、体育又はスポーツの振興を図るための主体的な活動に取り組むとともに、県又は市町村が実施する体育及びスポーツの振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県民参加の促進)

第五条 県は、市町村及びスポーツ関係団体等と連携し、広報活動、啓発活動等を通じて、体育及びスポーツの重要性に対する県民の関心と理解を深めるとともに、県民のスポーツ活動への参加を促進するよう努めなければならない。

2 県民は、体育及びスポーツの重要性に対する関心と理解を深め、スポーツ活動に親しむよう努めるものとする。

(生涯スポーツの振興)

第六条 県は、すべての県民が生涯にわたって、それぞれの体力、年齢、技術、目的等に応じて、様々なスポーツに親しむことができるようにするため、市町村及びスポーツ関係団体等と連携して、県民がスポーツに参加する機会の提供、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、優秀なスポーツの選手、指導者等の有する能力を地域のスポーツ活動において積極的に活用するため、市町村及びスポーツ関係団体等と連携し、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

する。

(子どもの体力向上と体育の充実)

第七条 県は、子どもの心身の健全な発達及び体力の向上を図るため、市町村及びスポーツ関係団体等と連携し、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、体育に関する施策の充実を図るため、市町村及びスポーツ関係団体等と連携し、教職員の資質の向上に努めるとともに、地域における指導者の派遣その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(県民の健康の保持増進)

第八条 県は、県民の体育及びスポーツ活動を通じた健康の保持増進、疾病予防、高齢者の介護予防等のための健康づくりを支援するため、市町村及びスポーツ関係団体等と連携し、適切な情報の提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(障害者スポーツの振興)

第九条 県は、障害者の自立及び社会参加を促進するため、市町村及びスポーツ関係団体等と連携し、障害の種類及び程度に応じたスポーツ活動に参加する機会の提供、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(スポーツの競技力の向上)

第十条 県は、スポーツの競技力の向上を図るため、市町村及びスポーツ関係団体等と連携し、計画的な選手の育成及び指導者の養成、スポーツ医・科学の活用その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(施設の整備及び充実)

第十一条 県は、スポーツ活動の推進を図るため、スポーツ施設（設備を含む。）の整備及び充実に努めるものとする。

2 県は、県民のスポーツ活動の場として学校その他公共の施設が有効利用されるよう、市町村と連携して必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第十二条 県は、体育及びスポーツの振興に関する施策を推進するために、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(※1)「**体育**」とは、学校等において健康で安全な生活を送るために必要な身体能力、知識等を習得するために身体運動を通して行われる教育活動をいう。

(※2)「**スポーツ**」とは、運動競技、レクリエーションその他の身体運動であつて、健康の保持増進、体力の向上、心身の健全な発達を図るために行われるものをいい、「レクリエーションその他の身体運動」には、レクリエーション目的で行うハイキング、キャンプ活動等の野外活動、健康目的で行うジョギングやウォーキング、体操など、幅広い概念を含んだものである。



みんなでやってみよう !! 「レッツ トライ コンテスト」

本県の児童生徒の体力向上を図るために、各学校の実態に応じて授業や業間・昼休みの時間帯に児童生徒が取り組める運動種目を紹介し、積極的に外遊びや運動を奨励します。

また、仲間と楽しく集団で協力し合いながら運動に取り組むことにより、好ましい人間関係や社会性を育成するとともに、記録（ランキング）を公表することにより、活動の意欲化と継続性を図ります。

1 対 象

(1) 県内の公立小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の児童生徒とする。

(2) 参加単位は「クラス」の部、「グループ」の部の2部門とする。

「クラス」の部は、学級全員の児童生徒で取り組んだ場合とする。

ただし、けがや病気等でやむを得ず参加できない児童生徒がいる時は、当該児童生徒以外の児童生徒が全員参加している場合を「クラス」とする。

2 期 間

(1) 実施及び申込み期間 4月1日～2月末日とする。

(2) 表彰対象期間及び 3期（前期・中期・後期）とする。

表彰時期 ○前期 4月 1日～ 6月30日（7月内に表彰）

○中期 7月 1日～11月30日（12月内に表彰）

○後期 12月 1日～ 2月 末日（3月内に表彰）

※各期毎に上記期間内で申込みがあった記録を表彰対象とする。

3 実施種目及び部門等

○ 学校種等ごとに7種目（別紙）の中から選択して行う。

学校種	小学校			中学校	高等 学校	小・中 特 別 支 援 学 級	特別支援学校			
	低学年	中学年	高学年				小学 部	中学 部	高等 部	
部門	ク ラ ス	グ ル ー プ	ク ラ ス	グ ル ー プ	ク ラ ス	グ ル ー プ	ク ラ ス	グ ル ー プ	グ ル ー プ	グ ル ー プ
種目	ク ラ ス	グ ル ー プ	ク ラ ス	グ ル ー プ	ク ラ ス	グ ル ー プ	ク ラ ス	グ ル ー プ	グ ル ー プ	グ ル ー プ
(1)みんなでリレー	○ ○	○ ○	○ ○	○	○	○	○	○	○	○
(2)長縄8の字連続跳び	○ ○	○ ○	○ ○	○	○	○	○	○	○	○
(3)みんなで短縄跳び	○ ○	○ ○	○ ○	○	○	○	○	○	○	○
(4)連続馬跳び			○	○	○					
(5)ボールパスラリー		△	○	○	○	○	○	○	○	○
(6)バスケットボールフリースロー				○	○					
(7)サークルターゲットスロー						○	○	○	○	○

※ △は一部実施

※ 平成24年度より、種目を一部変更

「体育の授業マイスター」認定事業

近年、子どもの体力の低下や運動する子と、そうでない子の二極化傾向などが指摘されています。そのような中、「ちばっ子」の体力を向上させ、たくましく成長させるには体育授業の充実・改善を図り、進んで運動や外遊びに取り組む子どもを育成することが重要です。

そこで、平成21年度から、県内小学校の体育授業の改善と教員の指導力向上を図るため「体育の授業マイスター」認定事業をスタートさせました。

本事業は、小学校の体育授業において優れた指導力を有している教員を「体育の授業マイスター」として認定し、その指導技術を記録（写真やDVD等）に収め活用したり、近隣校の体育授業の支援をしたりするものです。

現在は、女性5人を含む18名のマイスターが県内各地で活躍しています。

【22年度の活用状況】

1 体育授業の公開

第1期(4～7月)	第2期(8～11月)	第3期(12～3月)	合計
11件／209人	25件／380人	19件／425人	55件／1,014人

2 体育授業の記録(写真・DVD等)の活用

第1期(4～7月)	第2期(8～11月)	第3期(12～3月)	合計
241件／1,617人	325件／2,300人	252件／1,782人	818件／5,699人

3 他校の体育授業や研修への助言及び支援

第1期(4～7月)	第2期(8～11月)	第3期(12～3月)	合計
15件／276人	25件／529人	14件／269人	54件／1,074人

【DVDの内容】

平成21・22・23年度の3年間で、小学校で扱う全ての領域を網羅した34の授業をDVDに収録しました。現在、市町村教育委員会を通じてその活用を図っています。

領域	体づくり運動	器械運動系	陸上運動系	水泳系	ボール運動系	表現運動系	
低学年	体ほぐしの運動①	多様な動きをつくる運動遊び①	器械・器具を使っての運動遊び②	走・跳の運動遊び②	水遊び①	ゲーム①	表現リズム遊び①
中学年		多様な動きをつくる運動①	器械運動④	走・跳の運動①	浮く・泳ぐ運動①	ゲーム②	表現運動①
高学年		体力を高める運動①	器械運動④	陸上運動②	水泳①	ボール運動③	表現運動④

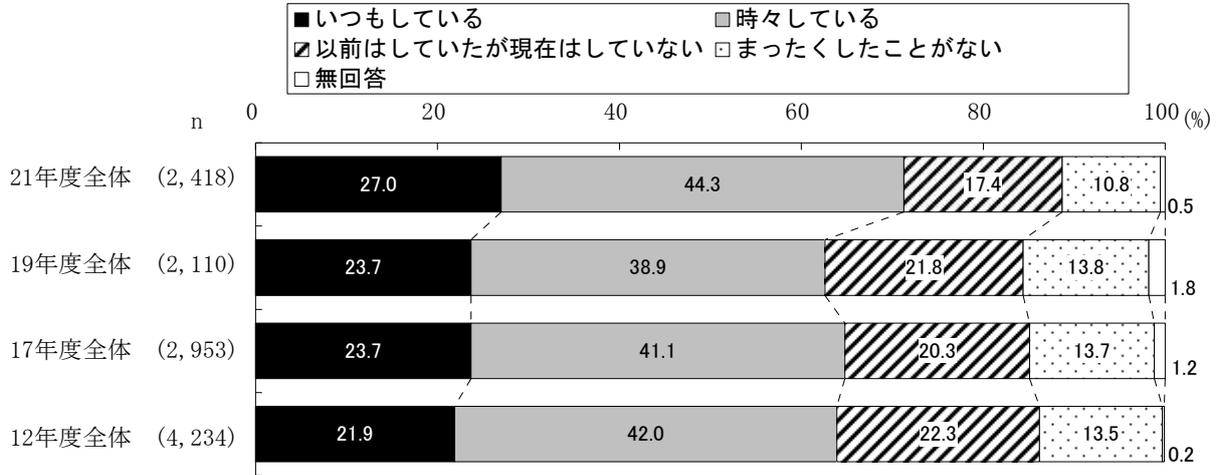
* 表の中の○数字は、収録してある授業の数です。

資料7 千葉県生活習慣に関するアンケート調査

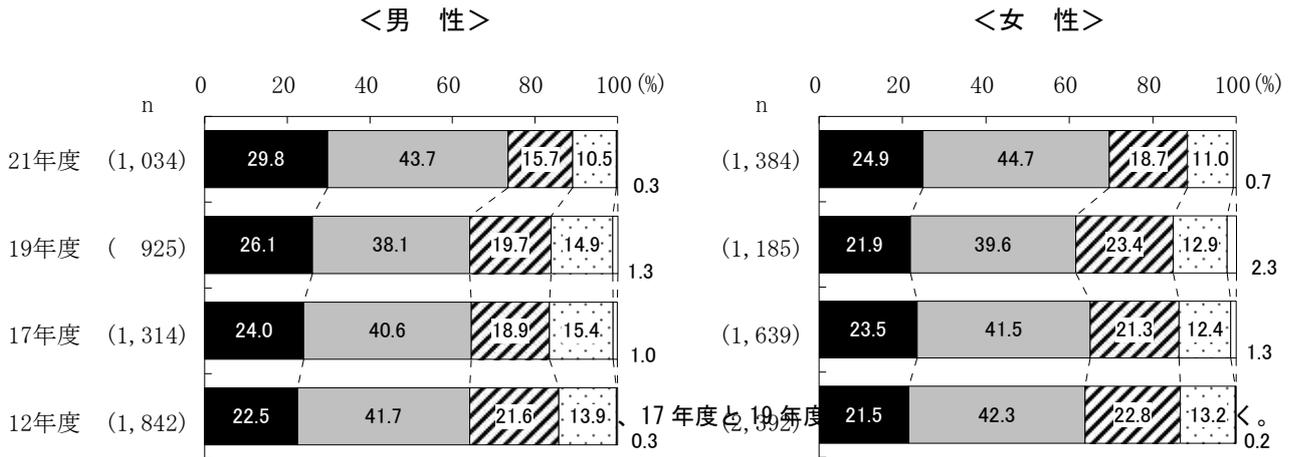
○日常生活で健康の維持・増進のために意識的に身体を動かしたり、運動したりしている県民は増加傾向にあります。
 (『千葉県生活習慣に関するアンケート調査』)

【経年調査との比較】

健康の維持・増進のために身体を動かす程度 (全体)

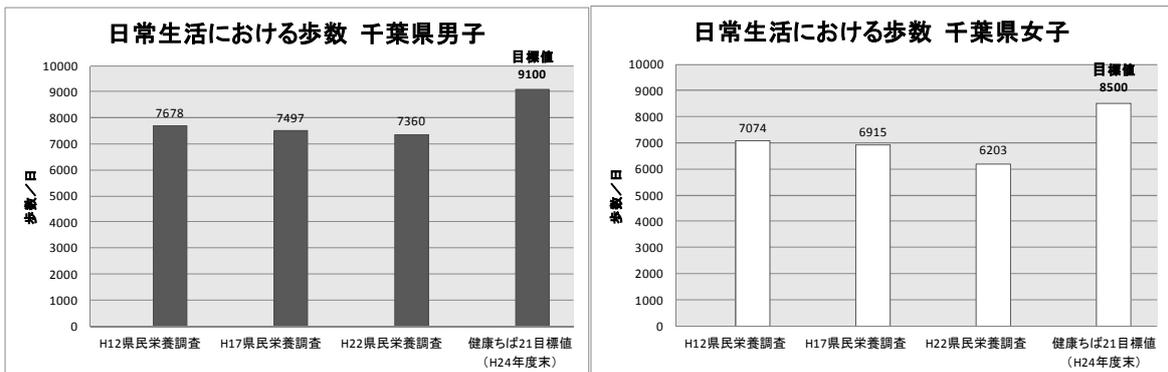


健康の維持・増進のために身体を動かす程度 (性別)

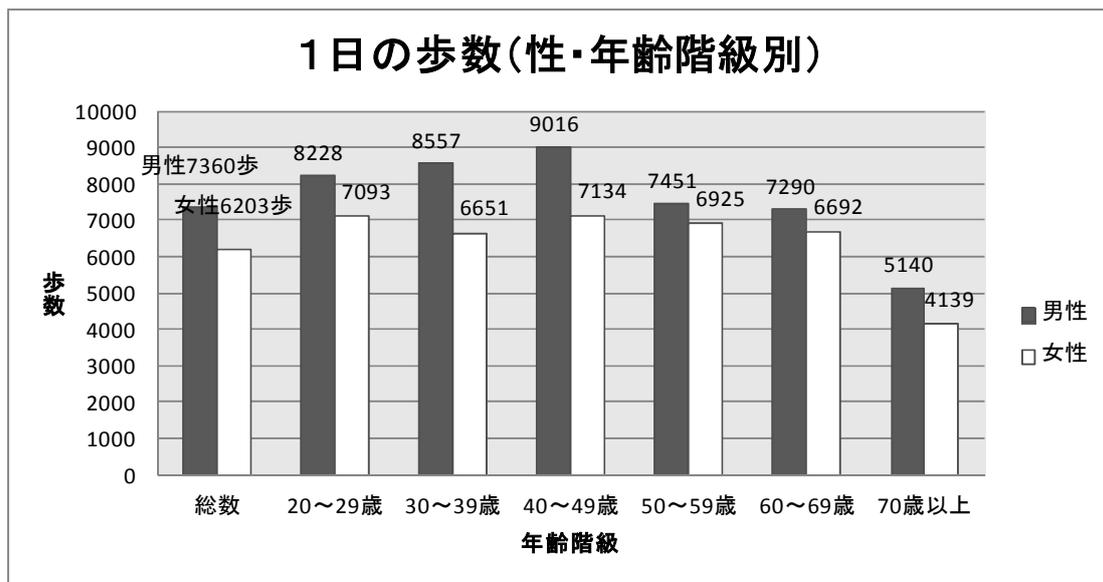


○日常生活で1日に歩く歩数は、減少傾向にあり、「健康ちば21」の目標値に達していません。
 (『平成22年県民健康・栄養調査』)

県民の1日あたりの平均歩数

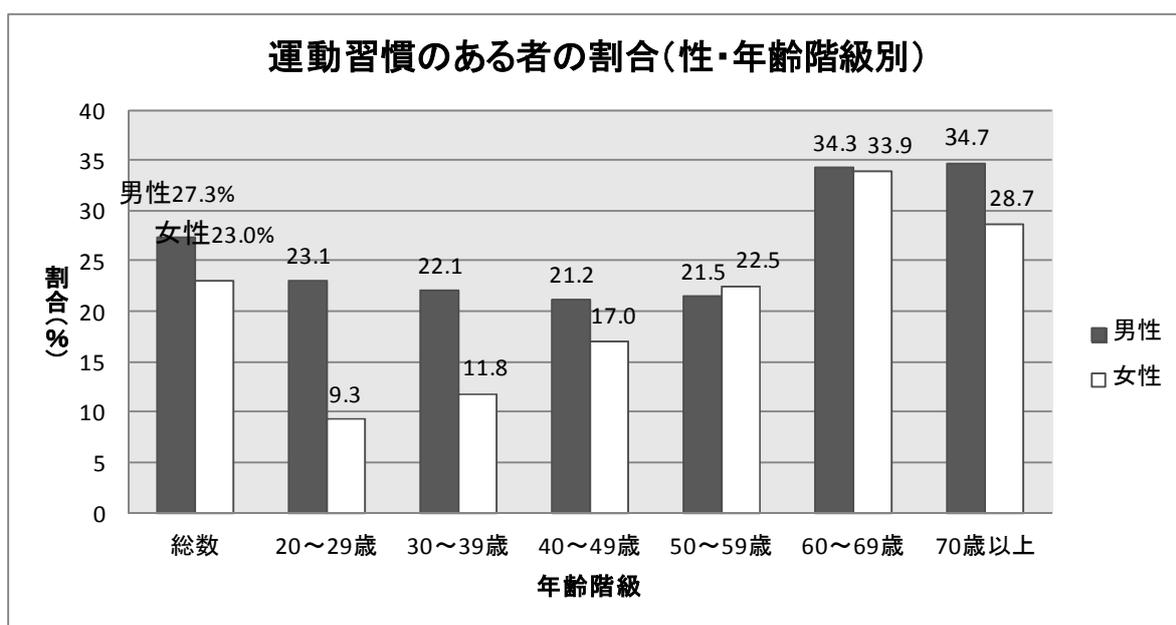
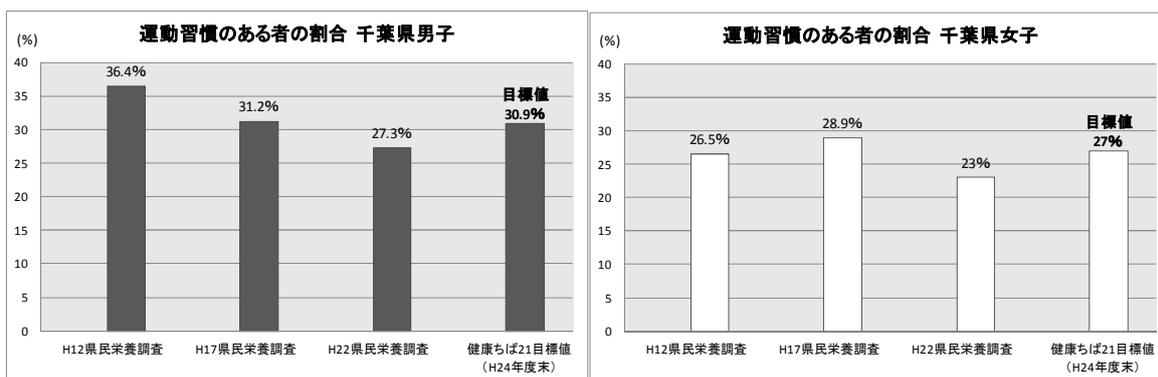


資料 8 県民の運動習慣のある者の割合



○ 1回30分以上の運動を、週2回以上、1年以上継続している人の割合は減少傾向にあります。
 (『平成22年県民健康・栄養調査』)

県民の運動習慣のある者の割合



千葉県スポーツ推進審議会条例

(平成 23 年千葉県条例第 44 号)

(設置)

第 1 条 スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）第 31 条の規定により、県に千葉県スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(担当事務)

第 2 条 審議会は、次の各号に掲げる事務を担当する。

- 1 スポーツの推進に関する重要事項について調査審議すること。
- 2 スポーツ基本法第 35 条前段の意見を述べること。

(組織等)

第 3 条 審議会は、委員をもって組織する。

- 2 委員の数は、10 人以内とする。
- 3 委員は、スポーツに関し学識経験を有する者のうちから、知事の意見を聴いて、千葉県教育委員会が任命する。
- 4 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。

(会長等)

第 4 条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、審議会を代表し、その会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(千葉県スポーツ振興審議会に関する条例の廃止)

- 2 千葉県スポーツ振興審議会に関する条例（昭和 37 年千葉県条例第 5 号）は、廃止する。

(委員の数及び任期の特例)

- 3 第 3 条第 2 項及び第四項本文の規定にかかわらず、この条例の施行後最初に任命される委員の数は 20 人以内とし、当該委員の任期は平成 24 年 6 月 22 日までとする。

体力づくり優秀組織表彰の概要

本表彰制度は、体力づくり国民運動の推進のため、文部科学省が実施している自治体及び地域組織の表彰制度である。

この表彰は、地域や職場における保健・栄養の改善及びスポーツ・レクリエーションの普及運動（体力づくり運動）を推進し、顕著な成果をあげている組織を文部科学大臣、体力づくり国民会議議長が表彰することにより、体力づくり運動の普及及び充実を図ることを目的としている。

各都道府県教育委員会等から推薦された組織の中から被表彰組織を決定する。

推薦基準

- ア. 体力づくり運動を推進するための、住民（従業員）参加による組織運営が円滑に営まれてまれていること。
- イ. 体力づくりに関する実践・啓発・広報活動が積極的に行われていること。
- ウ. 体力づくりを実践するクラブ等の育成が積極的に行われていること。
- エ. 体力づくり関係施設の提供等が積極的に行われていること。
- オ. 過去において体力づくり運動に関する功績により国の表彰を受けていないこと。
- カ. 体力づくり国民会議議長賞を受賞し、受賞後原則として3年以上を経過していること。（文部科学大臣表彰のみの推薦基準）

体力づくり運動について

昭和39年12月「国民の健康・体力増強対策について」の閣議決定に基き、健康の増進、体力の増強について国民の自覚を高めるため、推進されている運動。翌40年3月、趣旨の普及・徹底と実践的効果を高めるため、「体力づくり国民会議」が結成された。現在、8府省、227団体から構成され、事務局を文部科学省スポーツ・青少年局に置いている。

千葉県内受賞組織一覧（市町村・地域組織の部）

- 1 内閣総理大臣賞受賞組織（平成22年度より廃止）
平成12年度 松戸市
- 2 文部科学大臣賞受賞組織（平成12年度までは総務庁長官賞）
平成5年度 松戸市、平成22年度 山武市
- 3 体力づくり国民会議議長賞受賞組織

S43 光町	S57 三芳村	H11 野田市
S44 長南町体力づくり推進協議会	S58 山武町	H12 御宿町
S45 千葉市	S59 大多喜町	H18 流山市
S46 館山市	S60 八街町	H19 市川市、勝浦市
S48 飯岡町	S61 松戸市	H21 柏市民健康づくり推進員連絡協議会
S51 鴨川市	H元 船橋市スポーツ健康都市推進委員会	H22 八千代市
S52 朝夷地区体力づくり推進協議会	H7 富里町	H23 成田市
S53 八日市場体力づくり推進協議会	H8 市原市	
S54 小見川町健康体力づくり推進協議会	H10 神崎町	

※H19～21年度までは1県2団体まで推薦可

山武市 体力づくり優秀組織表彰 平成22年度文部科学大臣賞受賞 体力づくり運動を始めた動機、背景、主な取組等

スポーツ・レクリエーション分野では、「市民体育祭」「市民駅伝競走大会」「さんむロードレース大会」などの大イベントの開催や、体育協会加盟競技団体が主催する協議会・教室が数多く実施され、その数は200を超えており、市民生活の中にスポーツが浸透している。地域スポーツ活動の推進の一つとして小学校区（13校）を単位とした支部事業が行われており、子どもから高齢者の世代交流と健康増進も図られている。

また、市民のスポーツに対する「する」きっかけとして、昨年度から各地域や団体の行事に合わせ出前によるスポーツ講習会を開催した。さらに、本年度は、軽スポーツ教室を毎月第3土曜日に開催している。総合型地域スポーツクラブについては、本年度中の設立に向け、現在、準備委員会・講習会などを開催して市民に呼びかけをしている。

こうした中で、市民の「誰もが、いつでも、どこでもスポーツに楽しめる生涯スポーツ社会」の実現のために、平成21年3月にスポーツ振興計画を策定した。本計画では、「多様な参加できる『する』スポーツの充実」「魅力ある『観る』スポーツの充実」「感動を分かち合う『支える』スポーツの充実」「気楽に利用できる『場所』の充実」「スポーツを楽しむきっかけとなる『情報』の充実」という5つの基本施策に分けて取り組もうとしている。今後は、競技力の向上や健康・体力づくりにとどまらず、生きがいや地域コミュニティの形成、ひいてはまちづくりに大きく貢献することが期待されている。

保健・栄養分野では”健康輝くさんさんさんむ（さん…参加しよう地域のつながり、む…むかい合おう自分の健康）”をキャッチフレーズとした「山武市健康増進計画」を健康づくりの指針としている。計画策定においては、現状を把握するためアンケート調査や関係者・市民からの意見を聴取した。結果、山武市の抱える課題として「食生活」「運動」「心の健康」「歯の健康」「地域活動」「健康意識」の6分野を挙げ、それぞれ目標値を設定し市民の健康づくりを支援する環境整備に向け取り組んでいる。

また、市民が生きがいをもって生活する生き生きとした社会をつくることを目的に市内2箇所に健康増進施設「さんぶの森元気館」「蓮沼健康増進室」を有している。機能回復・疾病予防・介護予防・子育て支援・世代間交流など幅広い視点に立ち、市民の自主的な健康づくりを支援する基幹施設として稼働している。

「さんぶの森元気館」は、トレーニングルーム・屋内温水プール・入浴施設・トレーニング履歴を記録し個人の目標や効果を測定できるトレーニングマシンを備え、1週間に70本以上のプログラムレッスンを行っている。また、介護予防事業や理学療法士・保健師による健康相談、医師による座談会などを開催し市保健事業の会場としても利用している。平成21年度は、166、225名と多くの方に利用された。

平成19年度に、メタボリックシンドローム対策の先駆的活動として千葉県特定保健指導アウトソーシング環境整備事業「民間開発型プログラムによるハイリスクアプローチモデル事業」の選定を受け、特定保健指導の研究に取組んだ。平成21年度に特定保健指導としてメタボリックシンドローム教室を開催し、健康運動指導士による運動支援を行っている。一般市民に対しては月1回運動相談を実施しており、安全に健康づくりをすすめられる様支援を継続的に展開している。

介護予防事業では、特定高齢者・一般高齢者それぞれを対象とした運動機能向上プログラムを年間通じて開催し、身体機能の改善や運動の習慣化が認められている。

千葉県総合スポーツセンターの施設について

①耐震改修を予定している施設

(平成24年3月末日現在)

	施設名称	建築完成時期	備 考
1	野球場	昭和43年7月	耐震補強実施予定 (千葉県耐震改修促進計画による)
2	体育館	昭和47年7月	耐震補強実施予定 (千葉県耐震改修促進計画による)
3	宿泊研修所	昭和42年6月	耐震補強実施予定 (千葉県耐震化促進計画による)

②その他改修が必要な施設

	施設名称	建築完成時期	備 考
1	武道館	昭和56年3月	
2	庭球場	昭和41年10月	クラブハウスの改修 (H22年度 人工芝張替及び観客席整備実施)
3	弓道場	昭和47年3月	
4	サッカー・ラグビー場	昭和45年3月	クラブハウスの改修

③改修が終了している施設(現在改修中の施設を含む)

	施設名称	建築完成時期	備 考
1	陸上競技場	昭和41年7月	H15・16年度 耐震補強及び大規模改修実施
2	軟式野球場	昭和43年3月	H23年度 グランド改修及び観客席等整備実施
3	ソフトボール場	昭和43年3月	H23年度 グランド改修及び観客席等整備実施

④その他施設

	施設名称	建築完成時期	備 考
1	第2陸上競技場	昭和41年10月	H24年度 走路改修予定
2	スポーツ科学センター	平成11年3月	
3	水泳場	昭和45年7月	H22年解体(大駐車場に整備)
4	相撲場	昭和45年9月	H20年廃止

資料 1 3 千葉県体育・スポーツ推進計画の変遷 (※平成 2 2 年度までは、体育・スポーツ振興計画として策定)

	第1次(S37～41年)	第2次(S42～46年)	第3次(S48～52年)
県計画	<ul style="list-style-type: none"> ・S37年 長期計画(S35～60) ・〃 総合開発基本計画(S37～50年) ・S39年 総合5か年計画(S39～43年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・S42年 第2次総合5か年計画(S41～45年) ・S44年 新長期計画(S40～60年) ・S45年 第3次総合5か年計画(S45～49年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・S48年 第4次総合5か年計画(S48～52年) ・S51年 新総合5か年(S51～S55)
国・県の動向	<ul style="list-style-type: none"> ・S36年 スポーツ振興法制定 ・S37年 千葉県スポーツ振興審議会発足 ・S38年 県体育課が分離独立 ・S39年 東京オリンピック大会 ・S41年 県総合運動場陸上競技場完成 	<ul style="list-style-type: none"> ・S43年 国体準備室開設 ・S43年 学習指導要領告示 ・S44年 全国高校総体(5種目) ・S44年 (財)千葉県体育協会を法人化 ・S46年 全国体育指導委員研究協議会開催 ・S46年 スポーツ傷害保険 	<ul style="list-style-type: none"> ・S47年 学校体育施設開放事業開始 ・S48年 第28回国民体育大会開催 ・S49年 スポーツ指導係新設 ・S50年 派遣社会教育主事(スポ担)開始 ・S52年 学習指導要領告示
振興計画の基本的項目	<p>1 スポーツの施設及び設備の整備</p> <p>(1) 県営スポーツセンターの建設</p> <p>(2) 市町村スポーツ・レクリエーション施設の設備奨励</p> <p>(3) 学校体育施設の整備</p> <hr/> <p>2 スポーツ指導者の育成及び資質の向上</p> <p>(1) クラブ指導者の育成</p> <p>(2) 社会体育指導者の育成</p> <hr/> <p>3 スポーツ活動の促進</p> <p>(1) 第22回国民体育大会の誘致</p> <p>(2) 基礎体力の増強</p> <p>(3) スポーツ行事の充実</p> <hr/> <p>4 スポーツ関係組織の充実</p> <p>(1) 保健体育課の設置奨励</p> <p>(2) 体育指導委員の充実</p> <p>(3) 市町村スポーツ振興審議会の設置奨励</p> <p>(4) 学校体育指導組織の充実</p> <p>(5) 職場スポーツの組織化</p> <hr/> <p>5 スポーツ技術の水準の向上</p> <p>(1) 選手強化策の徹底</p> <p>(2) 科学的研究の推進</p> <hr/> <p>6 スポーツによる事故防止策の徹底</p> <p>(1) スポーツ行事の事故防止策の徹底</p> <p>(2) 水による事故防止策の徹底</p> <p>(3) スポーツ医事相談の推進</p> <hr/> <p>7 スポーツ関係団体の育成</p> <p>(1) 体育協会の育成</p> <p>(2) レクリエーション関係団体の育成</p>	<p>1 体育・スポーツ活動の充実促進</p> <p>(1) 正課体育の充実と体力の向上</p> <p>(2) 運動クラブ活動の活発化</p> <p>(3) 地域・職場スポーツ活動の促進</p> <p>(4) スポーツ水準の向上</p> <p>(5) スポーツ行事の充実</p> <p>(6) 国民体育大会準備体制の確立と活動強化</p> <hr/> <p>2 指導者の育成及び資質の向上</p> <p>(1) 体育担当教員の資質の向上</p> <p>(2) 地域・職場スポーツ活動指導者の育成</p> <p>(3) スポーツ技術指導者の育成</p> <hr/> <p>3 施設・設備の整備充実と活用</p> <p>(1) 県スポーツセンターの建設</p> <p>(2) 市町村スポーツ施設の設置奨励</p> <p>(3) 学校体育環境・施設設備の充実</p> <p>(4) 県営野外活動施設の建設</p> <hr/> <p>4 体育・スポーツの安全管理</p> <p>(1) 安全計画の樹立</p> <p>(2) 指導・管理と点検の確認</p> <hr/> <p>5 体育行政組織の確立と関係団体の充実</p> <p>(1) 体育行政組織の整備</p> <p>(2) スポーツ団体の育成</p> <p>(3) 体育研究組織の充実</p>	<p>1 体育・スポーツ施設の整備と活用</p> <p>(1) 市町村立学校水泳プールの整備</p> <p>(2) 県立学校体育施設・用具の整備</p> <p>(3) 教育キャンプ場の建設</p> <p>(4) 市町村体育施設の建設促進</p> <p>(5) 県営体育施設の整備と活用の促進</p> <hr/> <p>2 体育・スポーツ指導者の育成と資質の向上</p> <p>(1) 学校体育指導者講習会の充実</p> <p>(2) スポーツ指導者の養成と確保</p> <hr/> <p>3 体育・スポーツへの参加の推進と競技力の向上</p> <p>(1) 市町村スポーツ教室の開設促進</p> <p>(2) スポーツクラブづくりの推進</p> <p>(3) 学校体育施設の開放の促進</p> <p>(4) 競技力向上事業の充実</p> <p>(5) スポーツ行事の充実</p> <p>(6) 体育・スポーツ団体の育成</p> <hr/> <p>4 体育行政組織の充実</p> <p>(1) 体育主管組織の拡充</p> <p>(2) 体育研究機関の設置促進</p>

	第4次(S53～55年)	第5次(S56～60年)	第6次(S61～H2年)
県計画	・S55年 (S56～75年)	・S56年 第5次総合5力年計画 (S56～60年) ・S58年 新産業三角構想 ・S59年 2000年の千葉県(S61～75年)	・S61年 ふるさと千葉5か年計画 (S61～H2年)
国・県の動向	・S53年 ファミリースポーツの推進 ・S54年 競技力向上ジュニア対策事業開始 ・S55年 第35回国体ヨット競技会場 ・S55年 県武道館完成	・S56年 全国高校総体(4種目開催) ・S57年 県社会体育公認指導員認定講習会 ・S57年 中堅体育・体力向上研修会開始 ・S58年 第14回全国中学校体操選手権開催 ・S60年 国体5年連続入賞	・S61年 国体関東ブロック開催 ・S61年 中高齢スポーツ指導者講習会開始 ・S63年 国際千葉駅伝開始・関東体指開催 ・H元年 第27回国学体研研究大会開催 ・H元年 学習指導要領告示 ・H元年 21世紀に向けたスポーツ振興策 ・H2年 生涯学習部体育課となる
振興計画の基本的項目	1 体育行政組織の充実 (1) 体育研究施設の整備促進 (2) 体育行政機構の拡充 2 体育・スポーツ指導者の育成と資質の向上 (1) 学校体育指導の充実 (2) 社会体育指導者の養成と確保 3 体育・スポーツ施設の整備と活用 (1) 学校体育施設整備促進 (2) 社会体育施設整備促進(国庫整備事業) (3) 学校体育施設の開放促進 (4) 千葉県総合運動場の整備促進 4 体育・スポーツへの参加の推進と競技力の向上 (1) ファミリースポーツの推進 (2) スポーツクラブづくりの促進 (3) 各種スポーツ大会の充実 (4) 競技力向上事業の充実 (5) 体育・スポーツ団体の育成 (6) 広報・広聴活動の充実	◎健康で明るい県民生活をみんなのスポーツの実現をめざして 「健康・体力づくり体制整備」 「体育・スポーツレクリエーションの振興」 1 体育・スポーツ推進組織の充実 (1) 行政組織機構の整備 (2) 健康・体力づくり推進組織の設置 (3) 社会体育団体の組織整備 (4) 学校体育団体の組織の整備 2 指導者養成と指導体制の確立 (1) 指導者養成と確保 (2) 指導者の資質の向上 (3) 指導体制の確立 3 施設の整備と活用 (1) 公共社会体育施設の整備と活用 (2) 学校体育施設の整備 (3) 民間スポーツ施設の活用 (4) 学校体育施設開放の促進 4 体育・スポーツ・レクリエーション活動 (1) 県・市町村における体育・スポーツ・レクリエーション活動の充実 (2) 体育・スポーツ・レクリエーション団体の活動促進 (3) 学校における体育活動の充実 5 体育・スポーツの傷害補償 6 体育・スポーツ研究体制の整備 7 スポーツ・レクリエーション団体の資金の確保と運用	◎活力に満ちた健康で明るい県民生活を築く、生涯スポーツの実現をめざして 「健康・体力づくり体制の整備」 「みんなのスポーツ活動の推進」 1 体育・スポーツ推進組織の充実 (1) 行政組織・機構の整備 (2) 社会体育団体の組織整備 (3) 学校体育団体の組織整備 2 指導者養成と指導体制の確立 (1) 指導者養成と確保 (2) 指導者の資質の向上 (3) 指導体制の確立 3 施設の整備と活用 (1) 公共社会体育施設の整備と活用 (2) 学校体育施設の整備 (3) 学校体育施設開放の促進 (4) 民間スポーツ施設の活用 4 体育・スポーツ・レクリエーション活動の充実 (1) 地域スポーツ・レクリエーション活動の推進 (2) 競技スポーツ活動の充実 (3) 学校における体育・スポーツ活動の充実 (4) 高齢者スポーツ活動の推進 (5) 国際スポーツ交流の推進 5 体育・スポーツの傷害対策の充実 6 体育・スポーツの研究体制の整備 7 広報・広聴活動の推進 8 スポーツ・レクリエーション団体の資金の確保

	第7次(H3～7年)	第8次(H8～12年)	第9次(H13～17年)
県計画	・H3年 さわやかハートちば5カ年計画 (H3～7年)	・H8年 ちば新時代5カ年計画(H8～12) ・H10年 千葉県長期ビジョン(～2025年) ・H11年 千葉県教育長期ビジョン(～2025年)	・H13年 新世紀ちば5カ年計画 (みんなでつくる未来のちば) (13年～17年)
国・県の動向	・H3年 第41回世界卓球選手権大会開催 ・H4年 スポーツ振興財団設立 ・H4年 県スポーツプログラマー講習会 ・H5年 全国スポレク祭開催 ・H5年 世界フィギュアFJ級ヨット ・H6年 スポーツ振興基金・嘉納杯柔道 ・H7年 UITクレール射撃・世界柔道大会	・H8年 千葉県スポーツ振興マスタープラン 策定(H8～32年) ・H8年 千葉県国際総合水泳場完成 ・H10年 学習指導要領告示 ・H11年 千葉県スポーツ科学総合センター開所 ・H11年 国体・総体準備班新設	・H14年 国体関東ブロック開催 ・H16年 全国中学校総合体育大会 ・H17年 全国高等学校総合体育大会開催 (28市町村, 28競技)
振興計画の基本的項目	◎さわやかで豊かさあふれる県民生活をつくる 体育・スポーツの充実をめざして 1 学校における体育・スポーツの充実 (1) 学校体育指導者の資質の向上 (2) 学校体育指導の充実と児童生徒の体力の向上 (3) 運動部活動の促進 (4) 学校体育団体の活動の充実 2 生涯スポーツの充実 (1) 地域スポーツ指導者の養成と活用 (2) 地域スポーツ・レクリエーション活動の充実 (3) 社会体育団体組織の充実と活動の促進 3 競技スポーツの振興 (1) 競技スポーツ指導者の資質の向上と派遣 (2) 競技スポーツ活動の充実 (3) 競技力の向上 4 国際スポーツの交流の推進 5 体育・スポーツ施設の整備・充実 (1) 公共スポーツ施設の整備・充実 (2) 学校体育施設の整備・充実 (3) 学校体育施設開放の促進 6 広報・広聴活動の推進 7 体育・スポーツの顕彰 8 スポーツ振興資金の整備 9 体育・スポーツの安全対策の充実	◎さわやかスポーツちばをめざして 1 学校における体育・スポーツの充実 (1) 体育指導の充実と児童生徒の体力向上 (2) 運動部活動の充実 2 生涯スポーツの充実 (1) 生涯スポーツ活動の機会拡充 (2) 指導者の養成と活用の推進 3 競技スポーツの充実 (1) 競技力の向上 (2) 国体・全国高校総体の開催準備 4 国際スポーツ交流の推進 (1) 国際スポーツ大会の開催 (2) 国際スポーツ交流の機会拡充 5 スポーツ施設の整備・拡充 (1) 中核的スポーツ施設の整備 (2) 地域スポーツ施設の整備促進 (3) 体力増進センター(仮称)の整備 (4) 学校体育・スポーツ施設の整備促進 6 スポーツ推進体制の整備・充実 (1) スポーツ推進団体の活動促進 (2) スポーツ情報推進体制の整備 (3) スポーツ医・科学体制の整備 (4) スポーツ振興のための財政基盤の確立	◎みんなでつくる21世紀のスポーツちば 1 学校における体育・スポーツの充実 (1) 体育指導の充実 (2) 児童生徒の体力向上 (3) 運動部活動の充実 2 生涯スポーツの充実 (1) 生涯スポーツ活動の機会拡充と県民の体力向上 3 競技スポーツの充実 (1) 競技力向上事業の充実 (2) 競技力向上推進体制の充実 (3) 全国高校総体の開催 4 国際スポーツ交流の推進 (1) 国際スポーツ大会の開催 (2) 国際スポーツ交流の機会拡充 5 スポーツ施設の整備・拡充 (1) 県総合運動場の整備 (2) 県立スタジアム(仮称)の整備 6 スポーツ推進体制の整備・充実 (1) スポーツ推進団体の活動促進 (2) スポーツ情報推進体制の整備 (3) スポーツ医・科学体制の整備

	第10次(H19～23年)	第11次(H24～28)
県計画	<ul style="list-style-type: none"> ・H22年 千葉県総合計画(輝け!ちば元気プラン) ・H22年 千葉県教育振興基本計画 (みんなで取り組む「教育立県ちば」プラン) (22年～26年) 	
国・県の動向	<ul style="list-style-type: none"> ・H21年 国体関東ブロック開催 ・H22年 「スポーツ立国戦略」策定 ・H22年 国民体育大会(ゆめ半島千葉国体)開催 (32市町, 37競技) ・H22年 全国障害者スポーツ大会(ゆめ半島千葉大会)開催 (7市町, 13競技) ・H22年 「千葉県体育・スポーツ振興条例」制定 	<ul style="list-style-type: none"> ・H22年 「千葉県体育・スポーツ振興条例」制定 ・H23年 スポーツ基本法制定 ・H24年 ちばアクアラインマラソン開催 ・H24年 「スポーツ基本計画」策定 ・H26年 煌めく青春 南関東総体2014
振興計画の基本的項目	<p>◎スポーツや健康づくりの運動を習慣化し、自分の健康は自分で守る、活力ある県民を増やす。(5つの戦略)</p> <p>★戦略1</p> <p>○子どもたちの生涯にわたる健康とスポーツ環境を拡大する</p> <p>(1)いきいきちばっ子健康・体力づくり推進事業の展開</p> <p>(2)学校教育の充実</p> <p>(3)運動部活動の充実</p> <p>(4)食育の推進</p> <p>(5)学齢期の子どもたちに「真のスポーツマンシップ」の育成</p> <p>★戦略2</p> <p>○県民の健康・活力を高める</p> <p>(1)県民一人ひとりの生涯を通じた健康づくりの支援</p> <p>(2)高齢者の健康づくりや介護予防の普及</p> <p>(3)障害のある方々のスポーツ環境の充実</p> <p>★戦略3</p> <p>○地域のスポーツ環境を整備する</p> <p>(1)地域の実情に応じた地域スポーツの振興</p> <p>(2)スポーツを身近に感じる県民を増やす</p> <p>(3)県民のニーズに応える公共スポーツ施設の整備</p> <p>(4)新たな生涯スポーツ指導者養成・活用システムの開発</p> <p>(5)地域スポーツ振興に寄与するボランティアの啓発</p> <p>★戦略4</p> <p>○ちばの競技力を育てる</p> <p>(1)「人づくり」「地域づくり」を重点化した競技力向上</p> <p>(2)戦略的な競技力向上事業の推進</p> <p>(3)スポーツ医学を活用した競技力向上事業の推進</p> <p>(4)国際交流やトップレベルの選手と県民の交流の推進</p> <p>(5)スポーツ振興関連団体の支援</p> <p>★戦略5</p> <p>○第65回国民体育大会・第10回全国障害者スポーツ大会の成功</p> <p>(1)第65回国民体育大会に向けて</p> <p>(2)第10回全国障害者スポーツ大会に向けて</p>	<p>◎すべての県民がスポーツに親しみ、スポーツの楽しさや感動を分かち合いながら、健康で活力ある生活を送り、互いに支え合う県民の姿</p> <p>「するスポーツ」・「みるスポーツ」・「ささえるスポーツ」の推進</p> <p>1 生涯スポーツの推進</p> <p>(1)健康・体力づくりを意識したスポーツ活動の推進</p> <p>(2)高齢者のスポーツ推進</p> <p>(3)障害のある人のスポーツ推進</p> <p>2 子どもの体力向上と体育の充実</p> <p>(1)幼児期における体力づくりの推進</p> <p>(2)教科体育の充実</p> <p>(3)児童生徒の体力の向上</p> <p>(4)運動部活動の充実</p> <p>(5)子どもの体力向上に向けた食育の推進</p> <p>3 競技力の向上</p> <p>(1)選手の育成、強化・指導者の養成、確保</p> <p>(2)競技力向上のための環境整備</p> <p>(3)スポーツ医・科学の積極的な活用</p> <p>(4)組織・調査等の充実</p> <p>4 スポーツ環境の整備</p> <p>(1)人づくりの推進</p> <p>(2)施設の再整備と有効活用</p> <p>(3)システムづくりの推進</p> <p>5 スポーツを活用した地域の活力づくり</p> <p>(1)プロスポーツを活用したスポーツの推進</p> <p>(2)豊かな自然を生かしたスポーツイベントの活用による千葉の魅力発信</p> <p>(3)国体開催を契機としたスポーツの拠点づくり</p>

資料14 千葉県スポーツのあゆみ

年度	西暦	スポーツ組織及び計画のあゆみ	主なスポーツのできごと	国のあゆみ
S20	1945	・県庁教学課体育係を設置		・文部省に体育局復活
21	1946	・社会体育課が教学課から分離独立 (社会体育課体育係)	・国民体育大会に県42名派遣	・第1回国民体育大会
22	1947	・県体育会から県体育協会に改組 ・県体育課の設置	・県教職員体育大会開催	・第1回全国レクリエーション大会
23	1948	・教育委員会制度発令 ・県庁教育部体育課から教育委員会事務局 体育課へ移行 ・県高等学校体育連盟結成	・第1回県民体育大会開催	・全国高等学校体育連盟発足
24	1949	・体育課が健康教育課と改称 ・県小中学校体育連盟結成	・第4回国民体育大会野球競技開催	・国際オリンピックに復活 ・保健体育審議会設置
25	1950	・県教育委員会が県教育庁と改称		
26	1951		・日米親善レスリング、全日本学生 陸上開催	
27	1952		・ヘルシンキオリンピック大会で本県の石井庄八 選手がレスリングバンタム級優勝	
28	1953	・健康教育課が保健体育課に改称		
29	1954		・全国学校保健体育研究協議会開催	
30	1955			・全国中学校体育連盟発足
31	1956	・県レクリエーション協会発足 ・日本女子体育連盟千葉県支部発足	・体育指導員制度発足 ・県スポーツ記者会グリーンリボン賞を設定し年間 最優秀スポーツ選手を表彰	・第1回世界柔道選手権大会開催
32	1957			・スポーツ振興審議会設置
33	1958		・文部省の社会体育表彰を開始	・国立競技場竣工
34	1959		・教員皆泳運動(第1回水泳教室)	・オリンピック東京大会組織委員会発足
35	1960	・県体育指導委員連絡協議会発足		・全国体育指導委員協議会 発足
36	1961	・保健体育課内に運動競技係新設	・県体育協会15周年記念式典	・スポーツ振興法公布
37	1962	・県スポーツ振興審議会発足	・県スポーツ選手強化委員会発足 ・千葉県スポーツ史の発刊	・文部省にスポーツ課設置 ・日本スポーツ少年団設立
38	1963	・保健体育課が体育課と学校保健課に分離独立		
39	1964		・オリンピック東京大会近代五種競技新設競争 ・スポーツフェスタ講習会の部千葉市検見川東大 グラウンドで開催	・第18回オリンピック 東京大会開催
40	1965		・第1回巡回スポーツ技術教室 ・第1回小学校水泳教室	・体力つくり国民会議発足
41	1966		・県総合運動場陸上競技場完成	・「体育の日」制定
42	1967		・第28回国民体育大会千葉県開催 内定	・ユニバーシアード東京大会開催
43	1968	・国体準備室の設置 ・千葉県女子体育連盟に改称	・第22回全国レクリエーション大会開催	(メキシコオリンピック)
44	1969	・県体育協会を法人化	・第1回中学校水泳教室 ・全国高等学校総合体育大会5種目 開催	
45	1970		・東部地区学校体育研究大会開催	
46	1971		・第12回全国体育指導委員研究協議会開催	・スポーツ安全協会傷害保険発足 ・札幌オリンピック冬季大会開催
47	1972		・学校体育施設開放事業開始	(ミュンヘンオリンピック)
48	1973		・第28回国民体育大会開催 ・県体育会館完成	
49	1974	・体育課内にスポーツ指導係設置		
50	1975		・派遣社会教育指導主事制度開始	・派遣社会教育主事(スポーツ担当)制度発足
51	1976		・第16回全国中学校選抜水泳大会 開催	(モントリオールオリンピック)
52	1977		・県体育協会創立30周年記念式典	
53	1978		・ファミリースポーツ推進と広報活動の展開 ・県スポーツ史Ⅱ発刊	
54	1979		・競技力向上ジュニア対策事業開始	
55	1980		・第35回国民体育大会ヨット競技開催	(モスクワオリンピック)
56	1981		・全国高等学校総合体育大会4種目 開催	
57	1982	・県体育指導委員連絡協議会が県体育指導委員 連合会に改組	・県社会体育公認指導員認定講習会 開始 ・中堅体育指導者研修会開始 ・体力向上推進委員研修会開始	
58	1983		・第14回全国中学校体操・新体操選手権大会開催 ・「千葉県の体育・スポーツ」を刊行	
59	1984	・県が「2000年の千葉県」策定 (S61年～H2年)		(ロサンゼルスオリンピック)
60	1985		・国民体育大会7年連続 (天皇杯または皇后杯)入賞	・ユニバーシアード神戸会開催

年度	西暦	スポーツ組織及び計画のあゆみ	主なスポーツのできごと	国のあゆみ	
61	1986	第6次計画	・県が「ふるさと千葉5カ年計画」策定(61年～H2年)	・中高年スポーツ指導者講習会開始	
62	1987			・第40回県民体育大会	・教育改革推進大綱スポーツの振興に関する懇談会発足
63	1988			・国際千葉駅伝開始 ・第24回関東体育指導委員研究大会開催 ・ソウルオリンピック大会で本県の・鈴木大地選手が100m背泳ぎで優勝・鈴木大地選手に県民栄誉賞を授与	・文部省機構改革(生涯学習局設置、スポーツ課を生涯スポーツ課、競技スポーツ課に分離) ・第1回全国スポーツ・レクリエーション祭開催 ・国民体育大会2巡目開催(ソウルオリンピック)
H元	1989			・第27回全国学校体育研究大会開催 ・県民体育大会5地区巡回開催開始	・保健体育審議会「21世紀に向けたスポーツの振興方策について」答申 ・第1回生涯学習フェスティバル開催 ・(財)日本オリンピック委員会設立
2	1990	・県教育庁生涯学習部体育課となる ・国際スポーツ交流準備班を推進室に改称		・第1回生涯スポーツコンベンション開催 ・スポーツ振興基金設立	
3	1991	第7次計画	・県が「さわやかハートちば5カ年計画」策定(H3年～7年) ・スポーツ施設班の設置	・第41回世界卓球選手権大会開催	・ユニバーシアード冬季大会開催(札幌)
4	1992		・(財)県スポーツ振興財団設立	・県スポーツプログラマー養成講習会開始 ・2002年ワールドカップサッカー大会千葉県立候補	(バルセロナオリンピック)
5	1993			・第6回全国スポーツ・レクリエーション祭開催 ・1994年世界フィギュアスケート選手権大会開催 ・FJ級ヨット世界選手権大会開催	
6	1994		・県スポーツ振興基金設立	・嘉納治五郎杯国際柔道大会開催	・第12回アジア競技大会開催(広島市)
7	1995	・千葉県スポーツ振興マスタープラン(仮称)策定委員会設置	・UITワールドカップ(クレール射撃)千葉大会、世界柔道選手権大会他 3つの国際スポーツ大会開催 ・平成17年度全国高等学校総合体育大会千葉県開催了承 ・平成22年第65回国民体育大会招致決議開催要望書提出	・ユニバーシアード福岡大会開催	
8	1996	第8次計画	・県が「ちば新時代5カ年計画」策定(H8年～H12年) ・千葉県スポーツ振興マスタープラン策定(H8年H32年)	・県国際総合水泳場完成 ・第28回アジアウエイトリフティング選手権大会兼第9回アジア女子ウエイトリフティング選手権大会大会他2つの国際スポーツ大会開催	・2002年W杯サッカー日韓共催決定(アトランタオリンピック)
9	1997		・国際スポーツ交流推進業務を運動競技係が担当 ・千葉県中核的スポーツ施設整備基本計画の策定	・県体育協会50周年記念式典 ・東部地区学校体育実技指導者講習会開催 ・第33回関東体育指導委員研究大会開催 ・荻村杯全日本グランプリ'97国際卓球選手権大会開催 ・長野オリンピック聖火リレー実施 ・生涯スポーツコンベンション'98開催	・保健体育審議会「生涯にわたる心身の健康保持のための今後の健康に関する教育及びスポーツの振興の在り方について」答申 ・長野オリンピック冬季大会開催
10	1998		・国際スポーツ交流推進室を廃止 ・スポーツ施設整備室を設置 ・県が「長期ビジョン」策定	・県高等学校体育連盟50周年記念式典 ・県小中学校体育連盟 50周年記念式典 ・1998バレーボール世界選手権男子千葉幕張大会開催 ・アウトドアスポーツ指導者講座開始 ・ライフステージ対応スポーツ指導者講座開催	・新体カテスト
11	1999		・係を廃止し班 ・国体、総体準備室設置 ・「千葉県教育長期ビジョン」策定	・県スポーツ科学総合センター開所 ・1999世界大学ウエイトリフティング選手権大会開催	・スポーツ振興法一部改正
12	2000	・国体・総体準備室に改称 ・県が「新世紀ちば5カ年計画」策定(H13年～17年)	・シドニーオリンピック大会で本県の永田克彦選手がレスリング・69kg級で準優勝 ・女子マラソンで優勝した高橋尚子選手に県民栄誉賞、その指導者、小出義雄監督に県知事特別賞、永田克彦選手に県知事賞を授与	・保健体育審議会「スポーツ振興基本計画の在り方について一豊かなスポーツ環境を目指し」答申 ・文部省が文部科学省に、体育局がスポーツ・青少年局に(シドニーオリンピック)	
13	2001	第9次計画	・千葉県競技力向上推進本部の設置	・第8回世界陸上競技選手権大会ハンマー投げで2位となった室伏広治選手に県知事賞を授与	
14	2002			・第14回アジア競技大会馬術競技障害飛越で団体優勝した林 忠義選手、同テニス競技男子で団体優勝した寺地貴弘選手、同柔道90kg級で優勝した矢崎雄大選手に県知事賞を授与	・中央教育審議会が子どもの体力向上のための総合的な方策についてを答申 ・ワールドカップサッカー日本・韓国共催にて開催 ・学校週5日制の完全実施 ・スポーツ振興くじ実施による助成開始
15	2003		・生涯学習部体育課から教育振興部体育課となる ・学校体育室、スポーツ振興室、総体推進室の3室体制に改組・国体準備室は環境生活部県民生活課へ移管	・第11回全国中学校駅伝の開催 ・第37回世界体操競技選手権大会で鉄棒、あん馬に優勝した鹿島丈博選手、同大会で個人総合3位の富田洋之選手、第9回世界陸上競技選手権女子マラソンで3位の千葉真子選手に県知事賞を授与	
16	2004		・総体推進室が南庁舎に移動	・第28回アテネオリンピック陸上競技ハンマー投げ1位の室伏広治選手、団体体操競技団体優勝の富田洋之、鹿島丈博、米田 功選手に県民栄誉賞を授与、同大会水泳競技3位の森田智己選手、ヨット競技3位の関一人選手、野球競技3位の小林正英選手、清水直行選手、金子誠選手に県知事賞を授与、男子体操競技監督の加納 賢監督に千葉県知事特別賞を授与	(アテネオリンピック)
17	2005	・2005千葉きらめき総体の開催(・環境生活部県民生活課国体準備室から環境生活部国体準備室となる)	・千葉ロッテマリーンズアジアシリーズ及び日本シリーズ制覇 ・JEF市原千葉ナビスコカップ制覇		

年度	西暦	スポーツ組織及び計画のあゆみ	主なスポーツのできごと	国のあゆみ
18	2006	(・環境生活部国体準備室から環境生活部国体・全国障害者スポーツ大会局となる)	・第15回アジア競技大会陸上競技棒高跳で優勝した澤野大地選手、同大会7人制ラグビーフットボール競技で優勝した鈴木貴士選手に県知事賞を授与	・スポーツ振興基本計画の一部改定
19	2007	・「千葉県教育の戦略ビジョン」策定 ・いきいきちばっ子健康・体力づくりモデルプラン作成		
20	2008		・第29回北京オリンピック陸上競技400mリレー3位の高平慎士選手、同大会体操競技2位の坂本功貴選手に県知事賞を授与	(北京オリンピック) ・小学校、中学校学習指導要領改訂
21	2009	・体育の授業マイスター認定事業	・2009年世界柔道選手権大会女子48kg級で優勝した福見友子選手、第14回世界剣道選手権大会女子個人で優勝した廣見由紀子選手に県知事賞を授与	・高等学校、特別支援学校学習指導要領改訂
22	2010	第10次計画 ・「千葉県総合計画」策定 ・「千葉県教育振興基本計画」策定 ・2010ゆめ半島千葉国体 開催 ・2010ゆめ半島千葉大会 開催 ・「千葉県体育・スポーツ振興条例」制定	・ワールドカップサッカー南アフリカ大会ベスト16進出に貢献した田中マルクス闘莉王選手、玉田圭司選手、阿部勇樹選手に千葉県知事特別賞を授与 ・世界柔道選手権2010東京大会男子73kg級で優勝した秋本啓之選手、同大会女子52kg級で優勝した西田優香選手に千葉県知事特別賞を授与 ・千葉ロッテマリーンズ日本シリーズ制覇 ・第17回世界相撲選手権大会及び第16回アジア競技大会で優勝した10名に、県知事賞を授与	・スポーツ立国戦略の策定 ・スポーツ基本法の検討
23	2011	・千葉県教育庁教育振興部体育課に「ちばアクアラインマラソン」準備室設置 ・第11次「千葉県体育・スポーツ推進計画」の策定	・2011FIFA女子ワールドカップドイツ大会で金メダルに輝いたなでしこジャパン宮間あや選手、丸山柱里奈選手に県民栄誉賞を授与 ・2011世界柔道選手権(フランス・パリ)大会、女子57kg級優勝の佐藤愛子選手に千葉県知事賞を授与 ・2011FIFA女子ワールドカップドイツ大会で金メダルに輝いたなでしこジャパンの選手・監督に国民栄誉賞を授与 ・柏レイソルJ1復帰の年にJ1リーグ初制覇	・3.11東日本大震災発生 ・東日本大震災復興支援事業開始 ・スポーツ基本法の制定
24	2012	第11次計画 ・公益財団法人千葉県体育協会へ移行 ・千葉県スポーツ推進委員連合会へ改名 ・ちばアクアラインマラソン開催		(ロンドンオリンピック) ・「スポーツ基本計画」策定予定
25	2013			
26	2014	・煌めく青春 南関東総体2014の開催		
27	2015			
28	2016			